

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	教育ローン（カード型）
2. 商品の概要	<p>在学期間中（カードローン利用期間中）は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を極度額の範囲内で反復ご利用いただき、カードローン利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利息のご返済を行っていただく商品です。</p> <p>カードローン利用期間終了後は新たなお借入はできません。</p> <p>また、カードローン利用期間は、在学期間の最終月の定例約定日を限度として、お客さまに設定していただきます。</p>
3. ご利用いただける方	<p>東海ろうきんの会員組合員、生協組合員、または愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、下記条件をすべて満たす方</p> <p>*会員組合員とは、東海ろうきんに出資加入していただいている労働組合等に所属されている組合員の方です。</p> <p>*生協組合員とは、東海ろうきんに出資加入いただき、かつ、東海ろうきんと「ろうきん融資取扱いに関する確認書」を締結いただいている生協の組合員（同一生計親族の方を含む）の方、こくみん共済coop<全労済>愛知・岐阜・三重推進本部、三重県労働者住宅生活協同組合の組合員（組合員ご本人のみ）の方をいいます。なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの窓口までお問い合わせください。</p> <p>(1) お申込み時年齢が満 18 歳以上（ただし、極度契約時の年齢は 65 歳未満）、最終返済時年齢が満 81 歳未満の方</p> <p>(2) 安定・継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上ある方</p> <p>(3) (一社)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方</p> <p>*契約社員・パート社員の方等も一定の要件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
4. お使いみち	<p>ご本人もしくは 2 親等以内の親族のための次の範囲の資金にご利用いただけます。（事業性資金・負債整理資金は除きます）</p> <p>(1) 幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等）</p> <p>(2) 塾・講座・通信教育納付金（入会金、受講料等）</p> <p>(3) 付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等）</p> <p>(4) 他金融機関からの教育ローンの借換費用</p> <p>*資金使途が借換費用のみのご利用はできません。</p> <p>(5) ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等）</p> <p>*趣味に属する内容は除きます。</p>
5. ご融資金額	10 万円以上 2,000 万円以内（10 万円単位）
6. ご融資期間	<p>固定金利型 1 年以上 10 年以内（カードローン利用期間を含まない）</p> <p>変動金利型 1 年以上 20 年以内（カードローン利用期間を含む）</p> <p>*カードローン利用期間は在学期間中（最大 7 年間）となります。</p>
7. お借入方法	<p>【ローンカード】</p> <p>ローンカードを使用して、ろうきん ATM、提携金融機関やコンビニ等の ATM、CD よりお借入いただきます。</p> <p>【ろうきんダイレクト】</p> <p>インターネットバンキング等の「ろうきんダイレクト」の機能を使用して、資金移動（カードローン口座から東海ろうきん普通預金口座への入金等）によりお借入いただきます。</p>
8. ご返済方法	<p>(1) カードローン利用期間中</p> <p>毎月の定例返済日にお利息のみご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落とします。</p> <p>利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、利付単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算にて算出します。</p> <p>(2) 元利息返済期間中</p> <p>毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落とします。</p> <p>また、お借入金額の 50% を上限として、年 2 回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p> <p>利息の計算方法は、利付単位を 100 円とし、毎月返済および加算返済それぞれの元金残高を基に月割計算にて算出します。利息計算期間中に 1 カ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については 1 年を 365 日とする日割計算にて算出</p>

項目	内容
	<p>します。</p> <p>毎月返済および加算返済それぞれの初回および最終回返済額は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額とは異なる場合があります。</p>
9. 随時の返済/ 繰上返済	<p>(1) カードローン利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。</p> <p>(2) 元金返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。</p> <p>*随時の返済・繰上返済ともに、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引き落とします。</p>
10. 初回ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例1】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月20日の場合は8月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回返済日 : 7/25…定例返済はありません ・次々回返済日 : 8/25…初回返済日（お利息のみ引き落とし） <p>【例2】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月30日の場合は9月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回返済日 : 8/25…定例返済はありません ・次々回返済日 : 9/25…初回返済日（お利息のみ引き落とし）
11. ご融資金利	<p>(1) カードローン利用期間中（新規ご契約から貸越利用期限日前日まで） 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回（改定日：2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）当金庫が定める「本商品所定の店頭表示金利（変動金利型）」を基準に見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定日に残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ・改定日に残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 <p>(2) 元金返済期間中（貸越利用期限日から返済終了日まで） 固定金利または変動金利をご契約時にお選びいただきます。ご契約時にお選びいただいた金利制度は変更できません。</p> <p>【固定金利型】 貸越利用期限日の前々月1日現在の貸越利用期限日から返済終了日までの期間、および借主に対して適用する金利引下げ幅に応じた「本商品所定の店頭表示金利（固定金利型）」を返済金利とし、貸越利用期限日から返済終了日まで適用します。</p> <p>【変動金利型】 貸越利用期限日の返済金利は貸越利用期限日前日の貸越金利と同率とします。 以降、当金庫が定める「労金変動金利型住宅ローンプライムレート（基準金利）」の変動幅に連動して適用金利を年2回見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直しを行います。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直しを行います。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
12. 金利引下げ 制度	<p>生協組合員、または愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、東海ろうきんで財形貯蓄・エース預金・iDeCo（個人型確定拠出年金）・投資信託定額買付のいずれかを年間6万円以上お積立されている方は、店頭表示金利より年0.20%引下げた金利でご利用いただけます。※同居家族のご契約も含まれます。</p>
13. 東海ろうきん 版リトライ制 度	<p>東海ろうきん版リトライ制度とは、融資審査の結果により、店頭表示金利（引下げ金利の適用がある場合、適用後の金利）+年1.5%の金利を適用する制度です。</p> <p>この制度を適用し、上記金利を適用する扱いとなった場合においても、引続き、融資を希望されるか、この制度を適用せず、融資の申込みを辞退されるか確認させていただきます。</p>
14. 担保	不要です。

項目	内容	
15. 保証	保証人は不要です。 当金庫指定の保証協会（一般社団法人日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。	
16. 保証料	当金庫が負担いたします。	
17. 契約の更新	カードローン利用期間中は1年毎に契約期間を更新いたします。 契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします（更新審査あり）。 なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただく場合もございます。	
18. 自動機における1日あたりのご利用限度額	ATM等の自動機におけるカードローンの1日のご利用限度額は、50万円以内です。 なお、お客さまにお手続きいただくことで、ご利用限度額は100万円までの範囲で変更可能です。 1日のご利用限度額を超えた金額のご利用を希望される場合は、東海ろうきん窓口でお手続きをお願いいたします。	
19. 教育機関に在籍しなくなった場合	本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます（以降の新たなお借入はできなくなります）。	
20. 団体信用生命保険	ご加入いただけません。	
21. 手数料等	新規ご契約時の取扱手数料	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">契約手数料</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">無料</td> </tr> </table>	契約手数料
契約手数料	無料	
	<p><ご注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に融資関連手数料が必要となります。詳細は営業店窓口または、当金庫ホームページよりご確認ください。 ・新規ご融資時は別途収入印紙代が必要となる場合があります。 ・手数料は将来において変更となる場合がありますので予めご了承ください。 	
22. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。	
23. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】 フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますので申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>	
24. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合）	<p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 フリーダイヤル：0120-177288 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p>	
25. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・返済条件の変更は、原則受付けておりません。 ・審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。 ・当金庫に申出された資金用途以外に、融資金の全部または一部を利用された場合は直ちに債務の全額を返済いただきます。 	

(2026年4月1日現在)